

第Ⅰ編 総論

第1部 計画改定の前提

第1 目的

この計画は、市行政の立場から、基本構想に示された課題に取り組み、その基本目標である「人間のあすへのまち」を実現することを目的とします。また、この計画は、三鷹市自治基本条例とともに計画的な市政運営の指針となるものです。

第2 性格

この計画は、主として市が推進主体となる施策について、基本的な考え方、体系、主要事業の目標や実施時期等の内容を定めます。ただし、計画の実現にあたっては、市だけでなく、市民、国、東京都、他の自治体、関係機関、関係団体、事業者、NPO等との連携や協力が必要となりますので、これらの推進主体に係る施策についても掲げています。

第3 目標年次

この計画の目標年次は、概ね 2022 年度（平成 34 年度）とします。

ただし、第4次基本計画は、計画期間を4年毎の3期（前期・中期・後期）に分け、見直し（ローリング）を規定しています。この場合、中期の初年度である2015年度（平成27年度）は調整期間とします。（【図表Ⅰ－1】参照）

【図表Ⅰ－1】第4次基本計画における見直し（ローリング）時期等について

年度（平成）	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
年度（西暦）	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	○				○				○			
	第4次基本計画第1次改定											
	前期				中期				後期			

○は市長選挙

第4 基礎指標

1 人口動向と計画人口

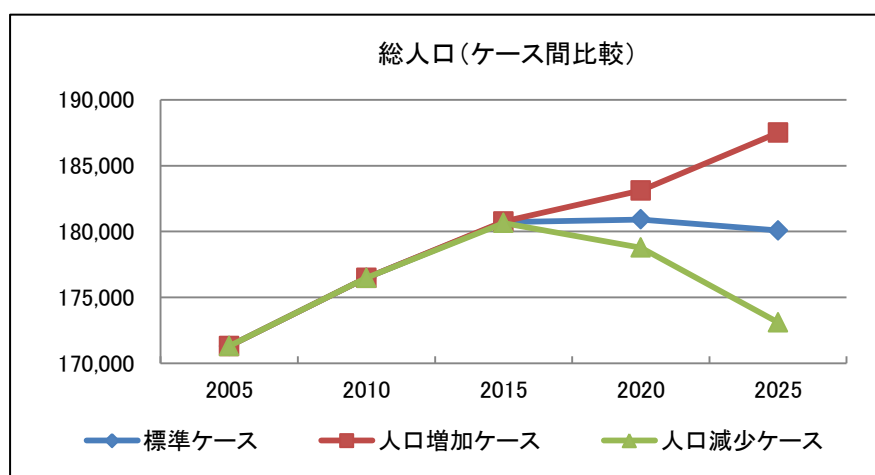
計画人口は、おおむね 180,000 人とします。

平成 27 年に行った「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測調査（以下「予測調査」という。）」によると、三鷹市の人口は、2010 年度（平成 22 年度－2011 年・平成 23 年 1 月 1 日現在、以下表記も同じ）現在 176,471 人で、モデルの「標準ケース」では平成 27（2015）年度は 18 万人を超え、以後は、ほぼ横ばいで、2025（平成 37）年度は 180,078 人と予測されています。

しかし、同推計モデルにおける経済状況の人口減少ケースにおいては、2025（平成 37）年度は 173,102 人と 175,000 人を下回る推計値も出されています。また、人口増加ケースにおいては、2025（平成 37）年度は 187,496 人と 185,000 人を上回る推計値も出されています。

こうした推計値を踏まえつつ、第4次基本計画第1次改定においては、これまで続けてきた人口増加を前提とした計画とするのではなく、将来、確実に訪れる人口減少時代を見据え、着実な計画行政を推進するために、「計画人口」を「おおむね 180,000 人」とし、地域経済の発展と環境との調和のとれたサステナブル都市を基調としたまちづくりを推進します。また、社会経済状況の変化等に伴う将来人口の増減、人口構成の変化も見据えた行政需要に的確に対応するよう行政サービスを提供します。（【図表 I－2】参照）

【図表 I－2】 計画期間における将来人口の推移傾向



2 年齢構造

三鷹市の今後の人口構成の変化としては、予測調査の人口推計によると、高齢化が一層進行し、高齢人口割合が 2025 年度には 22.8%まで上昇する一方、生産年齢人口割合は 2010 年度以降既に減少傾向を示し、2025 年度で 66.0%に低下すると予測されています。年少人口割合は当面の間は、ほぼ横ばいで推移すると予測されています。（【図表 I－3】参照）

【図表 I－3】 三鷹市における年齢構造の将来予測（標準ケース）

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年
	(平成 22 年)	(平成 27 年)	(平成 32 年)	(平成 37 年)
0～14 歳人口割合	12. 3%	12. 1%	11. 9%	11. 2%
15～64 歳人口割合	68. 5%	66. 7%	66. 0%	66. 0%
65 歳以上人口割合	19. 2%	21. 1%	22. 1%	22. 8%

出典：三鷹市「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測」（平成 27 年3月修正）

第5 前提条件

1 人口動向と計画人口

計画の対象区域は、三鷹市全域とします。

ただし、施策の展開にあたっては、近年及び将来の社会経済動向や市民生活圏域の広がりなどを勘案し、首都圏、東京都、多摩地区、近隣市区及び全国や海外等も射程に入れた広域的観点についても十分配慮します。

2 行財政制度

現行の行財政制度を前提とします。

ただし、国・地方の制度改正においては、規制緩和、事務権限移譲等の動向に的確に対応しつつ、市としての考え方を明らかにします。また、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国・東京都等との適切な政府間関係が図られるよう、国・東京都等に対し制度、政策等の改善を求めています。

3 経済成長

国では、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、デフレ脱却と経済再生に向けた大きな前進がみられます。先行きのリスクとしては、中国経済をはじめとした海外景気の下振れや金融資本・商品市場の動向等に留意する必要があるとされています。

第6 主要な財政目標の設定

市は、健全な財政運営を持続するため、具体的な数値目標を以下のとおり設定し、計画の改定に取り組むものとします。

次の「経常収支比率」、「公債費比率」、「実質公債費比率」及び「人件費比率」の4指標は、自治体経営の上で地方財政の健全性を診断するための重要な指標とされています。行財政改革の徹底を通して、収入と支出のバランスのとれた、安定した行財政運営の推進を図ります。

経常収支比率	概ね 80%台を維持 (特殊要因による場合にあっても 90%台前半に抑制)
公債費比率	概ね 8%を超えないこと
実質公債費比率	概ね 6%を超えないこと
人件費比率	概ね 20%を超えないこと

※経常収支比率…人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる、財政構造の弾力性を示す指標

※公債費比率…市債の元利償還金に充当される一般財源の標準財政規模に対する割合

※実質公債費比率…市債の元利償還金の他に、公営企業の公債費に対する繰出金や一部事務組合の公債費への負担金などを算入した、実質的な公債費に充当した一般財源の標準財政規模に対する割合

※人件費比率…報酬、給料、職員手当等、勤労の対価として支払われる経費の、歳出決算に占める割合

第7「第4次三鷹市基本計画」の達成状況(平成26年度末現在)

第4次基本計画の達成状況としては、計画期間の達成目標を明示している主要事業197のうち、達成が169件、一部達成が24件、未達成は4件となっており、約9割の達成率となっています。

未達成の事業で、引き続き取り組みを進める事業は、第4次基本計画第1次改定へ掲載し、確実な取り組みを進めることとします。

各施策の主な事業の成果は以下のとおりです。

第1部 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

第1 国際化の推進

外国籍市民等に対する情報提供については、市の英語版ホームページ、市ホームページの外国語自動翻訳機能、英語版広報紙(MITKA CITY NEWS)及び外国語版生活ガイド等を通じて行っています。ホームページについては利用者の視点に立ったりリニューアルの実施以後、着実にアクセス件数が増加しています。

みたか国際化円卓会議は、平成23・24年度に第7期、平成25・26年度に第8期の活動が行われました。これまでの会議では、「教育」「医療」「防災」「情報保障」という4つの分野を中心に議論が行われてきましたが、第7期では特に「防災」について、第8期では「医療通訳」及び「観光」について、外国籍市民の観点から活発な議論、意見交換が行われ、それぞれの期末には、さらなる国際化へ向けて市への提言が行われました。

また、三鷹国際交流協会との連携を強化し、外国籍市民の生活・教育支援や災害時・緊急時支援、地域での国際交流等の充実を図りました。

第2 平和・人権施策の推進

「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」等に基づき、関連団体との協働により平和関連事業を実施しました。例年、5月の「憲法を記念する市民のつどい」、8月の「平和のつどい」のほか、平成22年度からは毎年3月に東京空襲資料展や戦跡フィールドワーク等を集中して実施することで、より効果的な事業となるように努めてきました。こうした取り組みを通じて、戦争などの直接的暴力がないだけでなく、環境、経済的格差などの問題を含めた積極的平和の視点に立った平和意識の醸成を図ることができました。また、戦後70年を控え戦争体験の記憶の風化が課題となっていることを踏まえ、これまでの取り組みに加えて、平成25年度からは関係団体等の協力を得ながら、市民の戦争体験談を記録し、保存していくアーカイブ化事業に取り組みました。

この他、子どもの人権尊重の観点から、子ども自身が暴力から身を守るための教育プログラム(CAPワークショップ)の普及・啓発に取り組むなど、人権意識の総合的啓発を推進することができました。

第3 男女平等社会の実現

平成24年3月に策定した「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」に基づき、各種事業を実施しました。

男女平等参画審議会や市内の連絡会議を定期的 to開催することで、各課における男女平等施策の取り組み状況の進捗確認を行いながら、計画の実現に努めました。

「男女平等参画講座」、「男女平等参画のためのみたか市民フォーラム」の開催や、男女平等参画のための啓発誌「コーヒー入れて」の発行を計画通り行うとともに、平成24年度末まで市民団体「女性問題懇談会」と協働で男女平等参画に関する事業等を実施しました。「女性問題懇談会」が発展的に解散された後は、公募により募集した市民企画員と協働で講座内容等を企画する「ワーク・ライフ・バランスのための民学産公協働講座」を、平成25年度より実施しています。

三鷹市役所第二庁舎1階の企画経営課執務室に新たに「男女平等参画情報提供コーナー」を設置し、男女平等参画の推進を図るセンター機能の拡充に取り組みました。また「女性のためのこころの相談」のカウンセラーや男女平等参画相談員、母子・父子自立相談員との定期的な会議を行うことで、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントに対する連携の強化や情報共有に努めました。

第2部 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

第1 情報環境の整備

平成 23 年度に策定した地域情報化プラン 2022 に基づき、庁内システムの最適化やICTの利活用などを推進しました。平成 24 年度から、財務会計システムなど、LGWAN-ASP 型のシステムを導入しました。庁内パソコン等については、平成 25 年度に過半数をシンクライアント方式とするなど、セキュリティを高めながら更新を行いました。また、総務省事業「ICT街づくり推進事業」において、多職種連携に係るシステムなどの構築や駅前Wi-Fi(三鷹駅南口、三鷹台駅、井の頭公園駅)の整備を行いました。

事業推進に当たっては、三鷹市地域情報化推進協議会等、民学産公の協働により、ICTの活用による安全・安心な地域社会の実現、より利便性の高い市民サービスの提供、市民間の豊かな情報交流に取り組みました。

情報提供手段の多様化については、CATVと連携し、市政情報などを分かりやすく紹介する番組を市ホームページでも配信するとともに、防災行政無線で放送した内容をCATV(文字放送)、市ホームページ、安全安心メール及び公式Twitterでも配信しました。また、市ホームページについては、「三鷹市ウェブアクセシビリティ方針」を策定し、「誰もが使いやすいホームページ」の提供に取り組みました。

第2 都市型農業の育成

平成 23 年度に策定した「農業振興計画 2022」に基づき、都市型農業の育成や農のあるまちづくりの推進などに関する施策を推進しました。また、関係機関と連携を密にしながら、都市農業パワーアップ事業など、各種補助金を活用した農業支援、認定農業者制度による農業経営の改善、援農ボランティアの育成による担い手の確保、農業公園での農業体験、各種講座等による市民の農業への理解の醸成、「農地の保全に向けた基本方針」の策定などの施策を展開しました。農業公園については、平成 26 年に開園 10 周年を迎え、記念事業を開催するとともに、市内の農業振興及び緑化推進の拠点として、近隣農家と連携を図りながら各種講習会や体験農園を実施しました。地産地消の取り組みについては、市内産農産物等のブランド化を推進するとともに、東京むさし農業協同組合と連携し、農業体験や農業祭等を実施しました。

また、「農業振興計画 2022」が「農業経営基盤強化促進法」に基づく「三鷹市農業基本構想」として位置づけられており、同法が一部改正されたことから、平成 26 年度に本計画中の農業経営基盤の強化の促進に関する基本目標を改正しました。

第3 都市型産業の育成

平成 23 年に策定した「産業振興計画 2022」に基づき、都市型産業誘致や市内産業の活性化などに関する施策を推進しました。また、都市型産業誘致の推進については指定企業3社の指定を行いました。今後更なるPRを推進して、優良企業の市内への立地を推進するとともに条例適用外となる規模の事業者の誘致施策についても検討します。

SOHOの民間施設等への集積と多様化の促進としては、SOHO施設整備のための補助金を活用して、コワーキングスペースを含め3つの施設がオープンしました。補助金の制度については終了しましたが、(株)まちづくり三鷹等の関係機関と連携して、民間主導の施設整備の取り組み等を支援していきます。

コミュニティ・ビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援としては、三鷹産業プラザ内の

「ミタカフェ」において、企業や経営に関する相談など多様な企業支援を行ってきました。また、NPOに対する利子補給制度等を通じて、NPOの活動を支援しました。大規模土地利用転換については、三鷹商工会を通じて事業者を紹介を行いました。

第4 商業環境の整備

買物環境整備事業については、市内 14 商店会がモデル地区として地区特性に合わせた取り組みを推進しており、消費者の利便性の向上と地域の商店会の活性化が図られました。今後もモデル地区の拡充と継続可能な実施方法の検討を進めます。

みたか都市観光協会との連携・協働による観光の振興としては三鷹フィルムコミッションの立ち上げ、それに伴う Web サイトのリニューアルを行い、観光案内所の来訪者も増加傾向にあります。Facebook 等の SNS の活用などの情報発信の多様化も推進することができました。今後も様々な手段を通じて三鷹の魅力を情報発信していき、市内への観光客の誘致、市民の三鷹に対する愛着心の醸成に努めていきます。

井の頭公園検定(いのけん)については、平成 26 年度で3回目となり、認知度も上昇しています。「TAKA-1」認定事業も認定商品が拡大し、三鷹のブランド化に寄与しています。

第5 消費生活の向上

相談体制・情報提供の充実については、適切かつ迅速な消費者相談に対応するため、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を活用した、相談体制の充実や情報提供事業を展開しました。また、消費者教育については、市内公立小学校全校の5年生に向けた出前授業を実施するとともに、地域包括支援センターなどと連携して、高齢者サービスに従事している方々への出前講座を実施しました。さらに、市民のくらしを守る会議の新たな取り組みをまとめたアクションプログラムを策定し、それをもとに、消費者月間にあわせて、消費者被害防止キャンペーンを実施するなど、消費者被害防止の推進に取り組みました。

雇用・就業施策としては国や都の制度を活用するとともに、関係機関と連携して、就職支援セミナーや就職面接会などを実施しました。また、高齢者の就業支援としてわくわくサポート三鷹に対する支援を行いました。

一般財団法人勤労者福祉サービスセンターについては、会員数・利用者数の増加に向けて支援を行いました。

第6 再開発の推進

三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業については、中央通りモール化整備事業及び区域内幹線道路第2期整備事業と連動する事業となるよう三鷹駅前地区再開発基本計画(平成17年度改定)に基づき、協働のまちづくりを推進しました。事業を確実に進めるため、土地開発公社により事業地内の敷地を一部(471.68 m²)購入するとともに、市は地権者として協議会に参加し、「三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業における市の基本的な考え方」を再開発協議会に提案し、関係権利者やUR都市機構とともに分棟方式による施設計画案の検討を進めるなど、当該地区が市の「表玄関」のシンボルに相応しい地区の活性化の拠点施設となるよう取り組みました。また、上位計画等との整合を図るため、三鷹駅前地区再開発基本計画の見直しに向けた検討を進めました。

三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針については、策定に向け、関係地権者との協議を重ねました。また、三鷹台駅前広場整備に関する用地として、駅前小広場用地(105.20 m²)を取得しました。

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業については、平成 24 年度に市の暫定管理地であった東京多摩青果株式会社三鷹市場跡地内の施設を解体撤去するとともに、実施設計をとりまとめました。平成 25 年度には、UR都市機構との連携を図り、平成 25 年 10 月より施設の建設工事に着手し、順調に進んでいます。また、平成 26 年度には、事業用地取得につ

いてもUR都市機構との連携により、完了することができました。さらに、事業敷地周辺道路の無電柱化整備事業も概ね計画通りに進み、平成 25 年度には西側道路(市道第 226 号線)の無電柱化が一部完了しました。

第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第1 安全で快適な道路の整備

三鷹都市計画道路 3・4・7 号(連雀通り)の整備については、「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」において用地取得率 89%を達成し、電線地中化工事に向けた取り組みを進めました。また、当該事業東側終点部から狐久保交差点付近までの区間では、東京都が用地買収を進めており、市は、連雀通り商店街地区のまちづくりが、道づくりと一体的に進むよう取り組みました。三鷹都市計画道路 3・4・13 号については、用地取得率が 77%に達し、築造工事に向けて関係機関と協議を進めました。東京外かく環状道路事業については、「対応の方針」の確実な履行を事業者に要請するとともに、「北野の里(仮称)を中心としたまちづくりワークショップでいただいたご意見に対する三鷹市の基本的な考え方」の反映について、国に要請しました。また、中央ジャンクション周辺を中心とする東京都施行の都市計画道路については、順次、事業に着手しています。

市道第 135 号線(三鷹台駅前通り)の整備については、用地取得にあたり、関係権利者との交渉に時間を要しましたが、ほぼ計画通りに進捗しています。あんしん歩行エリア整備事業は、路側帯のカラー化等を行い、エリア内の交通事故抑制をめざし7路線(延長 2,603m)を完了しました。バリアフリーの道路整備について、急傾斜道路である市道第 76 号線沿いに手すりを設置するとともに平成 23 年度から平成 26 年度までに市民や事業者と協働で、要望の多い箇所等に「ほっとベンチ」70 基を設置しさらなるバリアフリー化を推進しました。

第2 緑と水の快適空間の創造

市域面積に対する公園緑地等の割合は 4.72%と、前期の目標(4.90%)を達成することが出来ませんでした。引き続き、緑と水の公園都市の将来像の実現に向けて、「緑と水の基本計画 2022」に基づき、大沢の里整備事業を始めとする拠点整備を行うとともに、公園緑地等の公有地化について、積極的に取り組んでいきます。

市民との協働によるワークショップを開催し、安全に安心して憩える空間と地域における防災機能の強化を図る公園整備を行うことにより、町会・自治会がない地域にコミュニティの芽はぐくみました。

花と緑のまちづくり事業の推進については、NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携しながら、ガーデニングフェスタの開催や市民参加で取り組む街かど花壇づくり、花と緑の広場の運営等を市民と協働で取り組みました。

また、平成 24 年度には第 29 回全国都市緑化フェアが都立井の頭恩賜公園西園をメイン会場の一つとして開催され、市も共催者として「ガーデニングフェスタ 2012」を中心としたイベントを行うなど、花と緑における取り組みをアピールしました。

さらに、市内に残る都市農地については、まちづくりと連動した農地の保全・活用につながる「農地の保全に向けた基本方針」を平成 26 年度に策定しました。今後も、まちづくりの全般的な事業を通じて、緑と水の豊かで良好な都市環境の創出に取り組んでいきます。

第3 住環境の改善

1 住環境の改善

「緑と水の公園都市」の実現に向けた土地利用等を推進するため、平成 23 年度に「土地利用総合計画 2022」を策定するとともに、平成 24 年度に、都から市に用途地域の都市計画決定権限が委譲されたことにより、平成 25 年度に「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を策定しました。

バリアフリーのまちづくりについては、平成 23 年度に策定した「バリアフリーのまちづくり基本構想 2022」に基づき、バリアフリーのまちづくり推進協議会を開催し、事業におけるバリアフリー化の進捗状況について検証を行いました。

景観の取り組みについては、平成 25 年2月に景観法に基づく景観行政団体へ移行し、東京都の景観行政事務を引き継ぎました。また、平成 25 年3月に「景観づくり計画 2022」を策定するとともに、平成 25 年4月から全面施行した「景観条例」に基づき、三鷹らしい景観づくりの誘導を推進しました。中原一丁目地区の開発行為の際には、市民が主体となって良好な景観づくりに取り組む景観協定の締結を事業者働きかけ、三鷹市初となる景観協定を認可しました。

このほか、日本無線(株)三鷹製作所の移転等に伴う跡地の利用について、活力ある産業等の土地利用を集約・維持するとともに、住・工が調和した良好な市街地形成を図るため、下連雀五丁目第二地区地区計画を策定しました。

2 安全安心のまちづくり

生活安全に関する事業の推進母体である「三鷹市生活安全推進協議会」での議論を踏まえ、市民の身近で起こる自転車盗難や振り込め詐欺被害防止に向けて取り組みを進めました。あわせて、若い世代による防犯活動への参加を推進するため、高校生や大学のサークル等の協力を得て、参加機会を増やししながら、市民協働パトロール団体の活性化に努めています。

地域の皆さんや行政が街頭に設置した防犯カメラは合計 101 台(平成 27 年3月 31 日現在)となりました。

安全安心メールについては、防犯・防災・環境の3つの配信情報の分野から利用者が選択できるよう、平成 27 年2月に再構築を行いました。なお、緊急情報については、選択の区分に関わらず配信するものとししました。

空き家対策については、平成 25 年度に部課長職で構成する「空き家等の適正管理プロジェクト・チーム」により基本方針をまとめました。平成 26 年 11 月に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」を踏まえ、総合的な空き家対策を進めるため、より一層の庁内連携を図ってまいります。

第4 災害に強いまちづくりの推進

「三鷹市地域防災計画」については、東日本大震災の教訓、市内で発生した大雨・降雹・大雪による被害等への対応、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業による防災拠点整備、事業継続計画の策定などを踏まえて、震災編及び風水害編の改定を行いました。また、総合防災訓練や防災出前講座の実施による市民の自助と地域の共助の強化による地域防災力の向上を図るとともに、防災関係機関連携訓練及び災害対策本部運営訓練等の実施による公助の強化を図りました。防災行政無線については、要配慮者施設を中心に室内個別受信機の増設を図るとともに、ICT を活用した情報伝達制御システムを構築し、市民への情報伝達の迅速化を図りました。災害情報システムは、試験運用を通じて課題検討を進め、本格運用に向けた調整を進めています。

学校施設の耐震化と施設・設備の整備については、国・東京都の補助・助成制度の積極的な活用を図り、耐震率の向上を図りました。

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については、制度の丁寧な説明を行い実施義務のある耐震診断の実施率の向上を図り、設計や工事につなげました。

第5 都市交通環境の整備

放置自転車対策については、駐輪場の適正な利用の促進の視点から、駐輪場の利用料金を公平で適正な受益者負担の仕組みへと改善することなどが課題となっていました。このため、駐輪場整備基本方針に基づき、平成 24 年度より順次市立駐輪場の再整備を進め市内の各

駅周辺駐輪場を概ね有料化し、市立駐輪場の料金体系の適正化及び駐輪場の適正な利用を図ることができました。これらの施策により、市内の各駅周辺の放置自転車の台数は大幅に減少し、誰もが安全にかつ安心して通行可能な交通環境の整備が推進されました。

「交通総合協働計画 2022」を平成 23 年度に策定し、地域公共交通活性化協議会での協議を経て公共交通環境の改善に向けた取り組みを進めました。コミュニティバス事業においては、平成 23 年度に新川・中原ルートの運行を開始しました。

コミュニティバスの既存ルートの見直しについては、平成 26 年度にコミュニティバス事業基本方針に基づく第二期見直し方針を策定しました。今後、この方針に基づき、見直し計画を策定し、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の開設に合わせて三鷹台ルート、西部ルートだけでなく可能な限りコミュニティバスを乗り入れることを検討します。また、杏林大学井の頭キャンパス、調布飛行場、市民センターエリアへのアクセス等、より利便性の高いみたかバスネットの検討を進めました。

第4部 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

第1 環境保全の推進

「環境基本計画 2022」の進捗では、3大プロジェクトを中心に施策を展開し、「地球温暖化対策実行計画（第3期計画）」の推進では、温室効果ガス排出量の調査を行うとともに、啓発等を行うなど、地球温暖化対策を実施しました。

エコタウン開発奨励制度による大規模土地開発の事業者に対して、環境配慮型住宅を奨励し、2件の申請を受け、開発が行われました。サステナブル政策事業については、5つの事業化の提案を行いました。本庁舎等の環境マネジメントシステムは、外部審査を受審し、ISO14001認証を継続しました。簡易版環境マネジメントシステムでは、対象 30 施設のエネルギー削減効果等を確認しました。公共施設の省エネルギー対策では、施設改修時に真空複層ガラスの導入やLED照明交換などエネルギーの有効活用を図りました。市内公共施設を中心とした空間放射線量の測定は、4年間で延べ約 1,100 箇所の測定を実施し、測定値は、測定開始当初より概ね減少傾向にあります。クリーンプラザふじみでは、発電機能により、発電、熱エネルギー利用を開始しました。

第2 資源循環型ごみ処理の推進

「ごみ処理総合計画 2015（改定）」に基づき、三鷹市と調布市で構成する一部事務組合ふじみ衛生組合に新焼却施設「クリーンプラザふじみ」を建設し、平成 25 年4月より運転を開始しました。これに伴い、三鷹市環境センターについて平成 25 年3月末をもって運転を停止し、平成 26 年度に洗浄工事を行い、閉鎖管理を行っています。リサイクルセンターは、長寿命化について検討し、施設設備改修を行いました。また、平成 28 年度末の完成をめざして建設工事に着手した新川防災公園・多機能複合施設（仮称）については、クリーンプラザふじみのごみ処理過程で発生する電力や低温水の熱源を活用するなど、環境配慮型の施設計画としました。

ごみ発生抑制の仕組みづくりとして、平成 24・25 年度の2年間にわたり、三鷹市ごみ減量等推進員からなる「みたか 530（ゴミゼロ）プロジェクト」を行い、レジ袋削減の提言を行い、市内店舗店頭等でキャンペーン等を行い、市民・事業者へレジ袋削減を通じたごみ減量と呼び掛けました。

小型家電について、市の施設において無料で収集を行いました。また、粗大ごみ収集については、利便性向上のため、1,500 円券を発行しました。平成 24 年度に「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」を一部改正し、古紙等の資源物の持ち去り行為を禁止しました。

第3 水循環の促進

下水道事業の基本的な方針などを定めた「下水道経営計画 2022」を策定するとともに、下水道施設の長寿命化及び地震対策事業を推進するため「下水道再生計画」を策定しました。

地震対策事業では、井の頭ポンプ場において非常用自家発電設備を設置したほか、防災拠点周辺の下水道施設の耐震化などに取り組みました。また、都市型水害対策事業では、浸水被害の恐れがある箇所への道路雨水貯留浸透施設等の設置などを行いました。そのほか、下水道施設の長寿命化や合流式下水道改善事業等についても、予定どおり事業を進めました。

下水道使用料については、施設の老朽化対策に伴い、今後の汚水処理経費に増加が見込まれるため、一定の見直しを行い、引き続き安定した下水道サービスの提供に努めることとしました。

雨水浸透ますについては、雨水の地下浸透を推進するため、公共施設、民間建築物、住宅等への設置を促し、目標基数を達成しました。

なお、東部処理区の流域下水道への編入については、関係機関との意見交換を行っているものの、基本合意には至りませんでした。

第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

第1 地域福祉の推進

平成 23 年度に策定した健康福祉総合計画 2022 に基づき、高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民の健康と福祉に関する施策を推進しました。

地域ケアネットワーク推進事業では、すでに活動を開始している井の頭、新川中原、にしみたか、東部地区に加えて、連雀、三鷹駅周辺、大沢地区で設立し、全市展開を図るとともに、地域ケアネットワークの活動支援を継続し、「共助」のまちづくりを一層推進しました。また、地域福祉ファシリテーター養成講座や傾聴ボランティアの活動支援等を行い、活動の担い手の養成を行いました。避難行動要支援者支援事業については、法に基づく名簿を作成するとともに、支援の仕組みづくりに努めました。見守りネットワーク事業については、一層の事業PR活動等を行うとともに、地域で見守りや安否確認を協働で行うために、民生・児童委員や地域包括支援センター、地域ケアネットワーク、見守り協力団体等との連携を強化し、取り組みました。

その他、福祉会館や総合保健センター、北野ハピネスセンター幼児部門が移転を予定している新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の建設工事に着手しました。

第2 高齢者福祉の充実

「高齢者の生活と福祉実態調査」を踏まえて、第六期介護保険事業計画を策定し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築」を基本目標に設定しました。

生きがい活動の支援・充実については、高齢者社会活動マッチング推進事業において、会員数の目標を達成するとともに、講演会の開催などの地域活動の推進を図ることができました。介護予防事業については、介護予防基本チェックリストを実施し、要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を把握し、介護予防事業への参加勧奨を行うなど、住み慣れた地域で安心して年齢を重ねることができるよう高齢者の健康づくりに取り組みました。

認知症予防・早期発見の推進については、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症啓発のイベントの開催、もの忘れ相談シートの活用などにより、地域の連携体制を構築し、「認知症にやさしいまち三鷹」の推進を図ることができました。

第3 障がい者福祉の充実

障がい福祉施策の一層の推進を図るため、平成 26 年度には「障がい者等の生活と福祉実態調査」を踏まえて、障がい福祉計画(第4期)を策定しました。また、平成 25 年 4 月施行の障害者優先調達推進法に基づき、優先調達方針を策定することに加え、庁内に連絡会議を立ち

上げ、自主製品等の情報共有や市内就労継続支援事業所等と方針目標の共有化を図りました。

北野ハピネスセンター成人部門については、平成 25 年度にプロポーザル方式で委託事業者を選定し、平成 26 年度より社会福祉法人に事業を委託しました。また、幼児部門については、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）に設置予定の「子ども発達支援センター（仮称）」の整備に向けて、平成 25 年 10 月に庁内関係部署による検討会議を設置し、必要な機能や効果的な縦横連携による支援のあり方を検討し、報告書としてまとめました。

第4 生活支援の充実

生活保護受給者の就労自立支援プログラムに基づき、ハローワーク等と連携した就労支援をはじめ、健康管理支援員等を活用した精神障がい者等の自立支援に取り組み、新規就労者数の増加を達成しました。また、生活保護の適正実施については、年金・資産調査を行う自立支援員を配置し、収入状況の把握や年金申請の支援を強化するとともに、生活福祉課に福祉3係を設置し、運用体制の強化を図りました。

国民年金は、引き続き窓口相談機能の充実と、年金制度の改善・充実に向けた要請に取り組みます。

国民健康保険事業は、その制度を維持し財政の健全化を図るため、国民健康保険税の収納率向上と医療費の適正化に努めます。被保険者の健康増進のため、平成 24 年度に策定した「第二次特定健康診査等実施計画」で定めた目標の達成に努めます。

また、国や東京都に対して、財政基盤の拡充・強化や医療保険制度の一本化推進について要請を行い、国民健康保険制度の改善に努めます。

第5 健康づくりの推進

平成 24 年度に策定した「第二期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施し、実施率の向上に取り組みました。健康づくりにおいては、病気にならないための予防に重点を置き、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じたサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的に健康づくりに取り組みました。また、平成 28 年度末の完成をめざして建設工事に着手した新川防災公園・多機能複合施設（仮称）において、スポーツを取り入れた健康づくりを推進できるよう、事業展開についての検討を行いました。母子保健においては、妊娠・出産・育児に関する親の不安の軽減を図り、安心して育児ができ、子どもの健やかな成長を育むために、三鷹市医師会等関係機関と連携して取り組みました。がん検診等については、一部費用負担制を導入するとともに、新たな検診を実施するなど、拡充を図りました。

その他、「三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定など、感染症に対する危機管理体制の整備を行いました。また、自殺予防対策として、ゲートキーパー養成講座を実施するなどこころの健康づくりを推進しました。

第6部 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

第1 子どもの人権の尊重

子ども家庭支援センターのびのびひろばの虐待対策コーディネーターを中心とした「子ども家庭支援ネットワーク」の関係機関との調整、連携強化を継続し、児童虐待防止・早期発見・早期対応の取り組みを組織的に推進しました。実施から4年が経過した乳児家庭全戸訪問事業は、地域に定着し、新生児訪問事業との相乗効果により、ひろば事業の来館者の増加や0歳児家庭の把握につながっています。引き続き、すくすくひろば・のびのびひろば・総合保健センターとの連携強化を図り、乳児家庭の孤立化の防止、乳児とその家族の健全な育成環境の確保に努めます。スクールソーシャルワーカーを平成 24 年度に2人体制、平成 25 年度に3人体制、平成 26 年度に4人体制と拡充することにより、福祉・保健・医療等関係機関との連携件数

も増え、それぞれの家庭のニーズに対し、必要な支援を進めることができました。ファミリー・サポート・センター事業において、子育てサポーター事業を実施し、地域のサポートリーダーとしての人材育成を推進しました。

第2 子育て支援の充実

平成 26 年度に子ども・子育て会議での意見等を踏まえて、「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。待機児童解消に向けて、民間認可保育所7園(平成 23 年 3園、平成 25 年 3園、平成 26 年 1園)の開設支援を行いました。また、家庭的保育ニーズに対応するため、新たに開設するグループ型家庭的保育室に対し運営の支援を行いました。さらに、多様化する保育ニーズへの対応のため、新たに事業所内保育施設及び小規模保育施設各1園(平成 27 年4月開園)の施設整備に向けた開設支援を行いました。事業所内保育については、事業主行動計画の策定等ワーク・ライフ・バランスの推進や、中小企業の人財確保(雇用支援)につながるものと考えています。学童保育所については、保育ニーズに応えるため、効率的な運営に努めるとともに、三小・高山小・井口小学童保育所の整備のほか、五小学童保育所、障がい児通所サービス施設、三鷹台地区公会堂を集約した複合施設を整備しました。

第3 魅力ある教育の推進

「教育ビジョン 2022」を推進するため、学園の運営や教育活動のさらなる充実をめざし、「三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方策」並びに「三鷹市立学校人財育成方針」に基づいた実践を進めました。また、文部科学省の委託事業を活用し、コミュニティ・スクール委員会におけるCSガイドの作成等広報活動の充実を図るとともに、コミュニティ・スクール委員会会長、校長等を委員とした「三鷹コミュニティ・スクール推進会議」で、効果的かつ持続可能なコミュニティ・スクールの在り方と活性化に向けた取り組みや、「三鷹『学び』のスタンダード」を活用して、児童・生徒の望ましい生活習慣、学習習慣の定着に向けた学校、家庭、地域の取り組みについて協議し、学園間の情報を共有することができました。

「教育支援プラン 2022」に基づく教育支援の充実については、通常の学級及び教育支援学級において、「個別指導計画・個別的教育支援計画作成のガイドライン」の簡易版の周知に努め、共通の様式を用いた児童・生徒の実態把握と的確な個別指導計画・個別的教育支援計画の作成と活用により、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える教育支援の推進を図りました。

第4 安全で開かれた学校環境の整備

学校施設の耐震補強については、体育館を含めた三鷹市立小・中学校施設の耐震化率は94.2%となりました。

学校校庭芝生化は、小学校5校、中学校3校で整備が完了し、環境負荷の軽減等を図るとともに、平成 24 年5月から全校で学校版環境マネジメントシステムを導入し、児童・生徒の環境意識の向上と主体的な環境行動の促進を図りました。

また、東京都の補助事業を活用して新たに通学路へ防犯カメラを設置したほか、全市立小・中学校に設置されている防犯カメラの点検、不良箇所の改善を行うなど、児童・生徒の安全安心の確保の拡充に努めました。

給食調理業務については、前期4年間で6校の委託化を実施し、委託校は小・中学校全 22校中 12 校となりました。委託実施校ごとに設置している学校給食運営協議会を毎年度開催し、委託業務の履行状況等を常に確認し、安全でおいしい給食の充実と効率的な運営を図りました。

地域子どもクラブ事業については、放課後子ども総合プランに基づき、地域子どもクラブと学童保育所の連携を図りながら、それぞれの機能を活かした放課後対策事業に取り組みました。

第7部 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

第1 生涯学習の推進

1 生涯学習活動

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)については、平成 28 年度末の完成をめざし、建設工事に着手しました。また、生涯学習の一層の推進を図れるよう、管理運営体制のあり方や事業展開についての検討を行いました。

まちづくりに資する人財の育成と活用の推進については、市民大学ボランティア養成講座等各種講座を開催し、生涯学習人財登録バンク「まちの先生」の登録に結び付けるなど、「学びの循環」や人のつながりを創出しました。

実施した事業については、アンケート等を通じて市民ニーズの把握に努めるとともに、ライフステージ別講座事業を推進してきました。また、「生涯学習事業情報」を通じて多様な生涯学習機会の情報提供を行うとともに、家庭教育学級や地域SNS家庭教育支援コミュニティサイト「かきしぶ」の推進に努めました。

また、三鷹ネットワーク大学と協働して地域の人財育成、学習機会の提供などに取り組みました。

今後も、こうした地域全体が発展して将来にわたって受け継がれていくような生涯学習社会の構築に向けた取り組みを通じて、生涯学習プラン 2022 を推進していきます。

2 図書館活動

平成 24 年3月に「みたか子ども読書プラン 2022」を策定し、ブックスタート事業の改善により乳児や保護者の図書館利用の拡充を図り、POP 大賞の設置やみたかとしょかん図書部！の創設など、中高校生世代向けの取り組みの強化を行ってきています。平成 23 年度にはWEBレファレンスを導入して市民の利便性の向上を図りました。平成 25 年 11 月には公益財団法人アジア・アフリカ文化財団との協働により、南部図書館みんなみを開館し、特色ある展示やイベントを実施しています。また、その開館を契機として、移動図書館車のステーションの配置見直し等を行いました。

緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して既存音源のデイジー化をはかり、さらにサピエ図書館に参加することでハンディキャップサービス用資料の充実を図り、地域資料のデジタル化作業マニュアルの作成や、ICT環境の進展に対応するため図書館システム及びホームページの開発についても実施してきています。

第2 市民スポーツ活動の推進

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)については、平成 28 年度末の完成をめざし、建設工事に着手しました。また、新施設における管理運営体制のあり方やスポーツを取り入れた健康づくりを推進できるよう、事業展開についての検討を行いました。

「スポーツ祭東京 2013」を平成 25 年 9 月 28 日～10 月 14 日に開催し、国体正式種目 3 競技、デモンストレーションとしてのスポーツ行事1種目、障害者スポーツ大会 1 競技の競技運営を関係団体や多くの市民ボランティアの協力を得て、円滑に競技運営を行うことができました。三鷹市の開催競技参加者数約 13,800 人のうち、一般の観覧者や学校観戦で来場した児童・生徒の数は約 8,200 人に及び、取り組みを通して地域の活性化が図られ、三鷹の魅力を発信することができました。

「三鷹市スポーツ推進計画 2022」については、平成 26 年 5 月に策定し、地域スポーツクラブと連携した事業を実施するとともに、スポーツボランティアの育成に向けた取り組みなどに着手しました。

スポーツ施設については、経年劣化に対応した補修工事を行うなど、安全・快適な施設への改善を図るとともに、民間施設の借用などにより、スポーツ施設の確保に努めました。

第3 芸術・文化のまちづくりの推進

太宰治賞の実施や太宰治文学サロンにおける関連資料の展示・情報の発信、市民からの寄附も得ながら実施した中田喜直の歌碑の建立など、三鷹ゆかりの文化人顕彰事業を通じて、「文化の薫り高い三鷹」のまちづくりを推進しました。市立アニメーション美術館では、年に一度の企画展替えを行うとともに、市と同美術館指定管理者の共催で三鷹の森アニメフェスタを実施しました。子どもと絵本プロジェクト及びまるごと絵本市では活動の担い手を育成し、絵本を仲立ちとして地域のさまざまな活動や資源をつなぎ、市民との協働により人々の交流と創造の場をつくりだす取り組みを進めました。また、芸術文化の拠点施設である公会堂の耐震補強工事を行うとともに、公会堂別館の建替工事を行い、リニューアルオープンしました。「三鷹型エコミュージアム事業」の推進については、プロジェクト・チームを立ち上げ、全市的展開に向けた基本的な方針・方策の検討を行いました。大沢二丁目古民家（仮称）については、整備方針の見直しを行っています。

第8部 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進

三鷹まちづくり総合研究所の「コミュニティ創生研究会」からの報告書をうけて、庁内に「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム」を設置するとともに、町会・自治会等地域自治組織などの活性化に向けた「情報の受発信と共有」、「『担い手』に係る人財育成、人財発掘、他団体との連携」等の調査・研究を行いました。

「がんばる地域応援プロジェクト」については、その認知度が確実に地域自治組織に浸透しており、地域自治組織の活性化に効果を現しています。住民協議会では、「三鷹市住民協議会活性化委員会」による報告書で提起された課題を受けて、平成26年度に、持続可能な住民協議会のこれからの役割と活動の在り方等について、「住民協議会の在り方検討委員会」において検討を行いました。

市民協働センターでは、市民活動を始めるきっかけづくりや市民活動団体の連携・協力・交流の機会を提供する事業等のほか、市民活動支援事業として各種講座の開催等を行い、協働の拠点としての取り組みを行いました。

市民参加については、みたか防災まちづくりディスカッションや北野の里（仮称）を中心としたまちづくりワークショップを実施し、市民意見を計画等に反映しました。

第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の開設後の効率的・効果的な管理運営の実現をめざし、平成23年度にその基本方針となる管理運営方針を策定し、さらに管理運営体制やランニングコストの試算等の検討を進め、平成26年度には、「管理運営計画（案）の概要」を作成しました。また、新施設に導入する情報通信システムについて調達仕様書等を作成しました。ファシリティ・マネジメントの取り組みとして、上連雀分庁舎（仮称）（第二分庁舎）の整備事業の推進、三鷹台団地周辺子育て支援施設等の整備・再配置のほか、公共施設維持・保全計画2022に基づき着実な推進を図りました。

行財政改革については、リーマンショック後の厳しい社会経済状況下、事務事業総点検運動、公共施設総点検運動などを通じて、平成26年度末の基金残高が100億円規模となるなど、財政状況に一定の回復が見られました。こうした財政状況の変化、新たな行政評価制度の確立などを総合的に勘案し、26年度末に「事務事業総点検運動推進本部」を解散しました。また、「行財政改革」と「参加と協働」に積極的に取り組む「職員力」を高めるため、平成25年8月に「三鷹市人財育成基本方針」を改定し、組織的な人財育成を推進しました。職員定数については、業務の委託化・民営化等により削減を図りながら、行政サービスの維持向上を図るため、適切な管理を行いました。

第8 計画改定の背景と施策の方向

第4次基本計画第1次改定にあたっては、策定時の7つの背景が、計画全体を通じて引き続き考慮すべき要素として認識し、政策的課題として総合的に対策を講じていくこととします。

1 東日本大震災以降の危機管理意識の高まりと広がり

平成23年3月11日に未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、多くの人命と財産を奪い、人々に深い悲しみと痛みをもたらしました。三鷹市においても震度5弱を記録し、公共施設や家屋等の一部に被害が生じたほか、計画停電や放射性物質に対する不安など市民生活に大きな影響をもたらしました。

市は、東日本大震災の教訓と市民の危機管理意識の高まりを踏まえ、第4次基本計画の策定においては、危機管理を緊急プロジェクトに位置付け、防災行政無線放送内容の市ホームページへの即時掲載、学校・保育園等による保護者との緊急連絡体制の整備のほか多くの備えを講じてきました。平成28年度末には、一時避難場所であり防災センター機能を担う新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の完成を予定しています。

さらに、平成26年6月の降雹対応で被害を最小限とした初動対応の重要性を教訓に情報伝達や初動態勢の強化などに継続的に取り組むとともに、頻発するゲリラ豪雨による都市型水害対策についても、雨水管等の設置などの施設整備が求められています。また、新型インフルエンザをはじめとする感染症への対応や、振り込め詐欺や子どもを狙った犯罪の防止、食品への異物混入なども含め、私たちの生活の安全安心を脅かす多くの事象が発生しています。

このように自然災害から感染症、防犯等に至るまで、危機管理の意識が求められる課題が広がりを見せており、起こり得る多様な事態に対し、迅速かつ確実に対応するために、行政の果たすべき役割と市民の自助・共助の取り組みの向上が求められています。

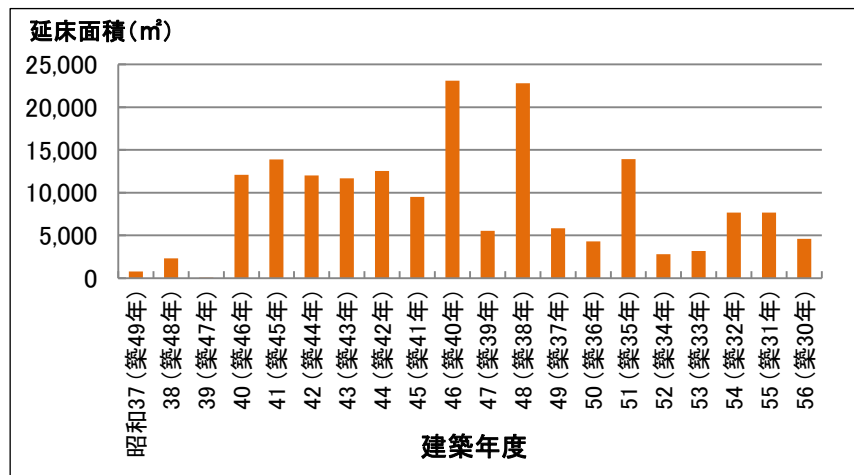
2 公共施設の更新時期の到来と都市環境の変化への対応

三鷹市においては、高度経済成長期に建設した施設が、築40年を超え、その延床面積は、ピーク時には25,000㎡に近い水準に達し、その後もほぼ5,000㎡から10,000㎡の水準で公共施設が築40年を迎えることになります。

このような状況に対し、三鷹市では、平成21年3月に策定した「都市再生ビジョン」を踏まえ、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業など公共施設の効果的な維持・保全・更新に向けた取り組みを進めています。また、安全安心の視点から、小・中学校やコミュニティ・センターなどの公共施設の耐震化にも積極的に取り組んできました。

今後も公共施設の耐震化を進める一方、施設データベースの整備、公共資産の管理体制の整備を図り、公的不動産の合理的な所有や利用形態を最適化する「公的資産のマネジメント」(PREパブリックリアルエステート)の確立を図り、市が保有する不動産の合理的な利活用を進めることが必要です。また、平成24

市有施設の築年数別延床面積の推移



※ 築年数は平成23年度を築0年として算出しています。

出典：公共施設維持保全計画2022

年 3 月に策定した「公共施設維持保全計画 2022」に基づき、ファシリティ・マネジメントの視点を重視した施設更新を計画的かつ効率的に実施することが求められています。

さらに東日本大震災によって、公共施設だけでなく、民間建築物の防災性能の向上や耐震化の重要性も再認識されています。木造住宅密集地域の改善や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化などが重要な課題となっています。

多くの公共施設が更新時期を迎えるなかで、三鷹の都市環境も大きく変わろうとしています。日本無線株式会社三鷹製作所の移転、杏林大学井の頭キャンパスの開設、東京外かく環状道路事業への対応、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進など、こうした変化を好機と捉え魅力的なまちづくりを積極的に推進することが必要です。都市再生にあたっては、コミュニティ創生にもつながるよう工夫した施設整備や取り組みが求められています。

3 地域に暮らす人々の「共助」の仕組みづくり

近年急速に少子高齢化が進み、高齢者の単身世帯が増加する中で、「無縁社会」というメディアの表現に象徴されるように、地域での人々のつながりの希薄化や空洞化が進行する傾向にあります。男女共に平均寿命が長い傾向にある三鷹市でも、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する傾向にあります。

また、核家族化が定着し、子育ての知恵が伝承されにくい環境の中で子育てをしている若い世代が一般的になっています。従来、家族、地域、会社で担ってきた、いわば目に見えない社会保障は、これまでの機能を失いつつあります。

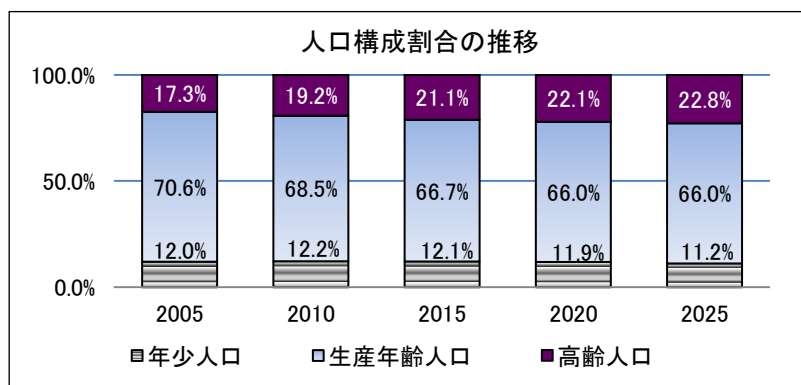
そこで、少子高齢化が進展する地域において、住民同士の「支え合い」による新たな「共助」の仕組みが重要になっています。また、東日本大震災を通して、困った時は助け合う「共助」の仕組みや助け合いの精神などの「ソーシャル・キャピタル(社会的資本)」の重要性が再認識されています。

三鷹市では「コミュニティ創生」の取り組みの一環として、住民協議会をはじめとする地域の市民、関係団体等が連携してネットワークを形成し、地域での課題解決に向けて協働して取り組む地域ケアネットワーク推進事業を全市に展開しました。今後は、事業内容のさらなる充実が求められます。さらに、高齢者や子育てをしている若い世代のほかに、障がい者、求職者、低所得者、そして社会的に孤立状態にある人への支援を含めた広義のセーフティーネットの構築に向けた取り組みが自治体や地域社会に求められています。また、世代間コミュニケーションの再構築により、3 世代、4 世代が交流し生活できるような、「みんなが一緒にいる」まちづくりへの取り組みも必要とされます。

4 進展する高齢化への対応

三鷹市における急速な高齢化の進行と生産年齢人口の減少は、市財政の歳入と歳出の両面に大きな影響を及ぼすことが予想されます。三鷹市はこれまで、高齢化の進展する中で、必要なサービスが必要な人に確実に届くよう、福祉サービスの充実に努めてきました。

今後は来るべき人口減少時代も視野に入れて、高齢者も含めたさまざまな世代の市民が生きがいを持って暮らせるよう、それぞれが持つ知識や経験を活かし、能力を発揮しながら活躍できるような施策の取り組みが一層求められます。三鷹市が先駆的に進めてきた SOHO 支援事業などを通じて、主婦(夫)やリタイアした高齢者が支援を受けて起業すれば、実質的な生産



出典：計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測報告書
(平成 27 年 3 月修正)の推計値をグラフ化

年齢人口の増加となり、財政面への影響とともに、社会的・地域的課題解決への効果も期待される重要な取り組みとなると考えられます。

また、平成 27 年 3 月に策定した三鷹市高齢者計画・第六期介護保険事業計画に基づく医療、介護、予防、住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が急務となっています。さらに、地域ケアネットワーク推進事業との連携や、高齢者の日常生活を支える都市機能の強化を含めた、住み慣れた地域社会の中で安全で安心して生活することができる、「理想の長寿社会」の実現が求められています。

なお、国は平成 27 年度から介護保険制度の改正、生活困窮者自立支援法の施行、子ども・子育て支援新制度の開始など、社会保障制度改革を進めています。市は、市民に最も身近な基礎自治体として制度改正に対する的確な対応と市民が安心して暮らせるためのサービスの提供が求められています。

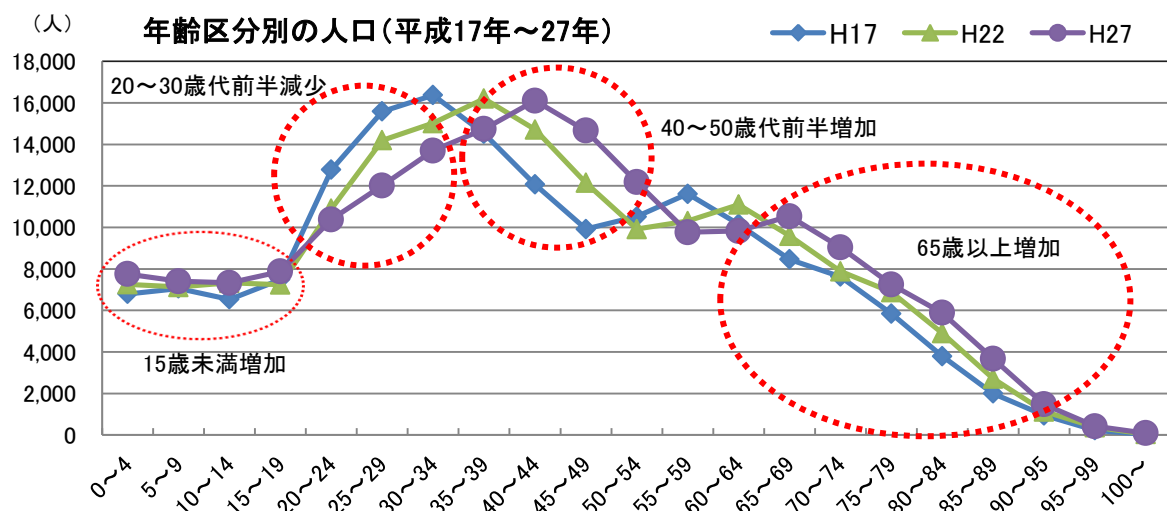
5 子育て支援施策の拡充と生産年齢人口層の市民に選ばれるまちづくり

長引く景気の低迷などの影響もあり、女性の就労・共働き夫婦の増加に伴い保育園や学童保育所での保育ニーズは高まる一方です。また、少子化・核家族化、地域との結びつきの希薄化が進み、育児への不安の解消、地域での子育て支援など、在宅の子育て支援が求められています。

三鷹市では、これまで民間活力の導入などにより平成 15 年 4 月から平成 27 年 4 月までに 1,489 人の保育定員の拡大を図ってきました。引き続き、平成 27 年度から開始された子ども・子育て支援新制度の円滑な運用などにより、保育園待機児童の解消、放課後対応、在宅子育て支援、ひとり親家庭の支援、子どもの貧困対策など、すべての子育て家庭及び子どもや若者を視野に入れた多様な支援サービスの提供を図ることが大切です。

平成 17 年から平成 27 年までの住民基本台帳における市の人口の構成を比較すると、10 年の間に 20 歳代から 30 歳代までの転入者は減少傾向にあります。未来の三鷹のまちづくりを担う子どもたちを育み、また若い世代に住みたいと思われるまちを創るためにも、保育施策を始めとした子育て支援施策や、コミュニティ・スクールを基盤とした地域に開かれた教育施策のさらなる拡充が必要です。

さらに、少子高齢化と人口減少時代においては、企業誘致や優良な住宅開発の誘導とともに、三鷹駅前再開発は、商店街などを中心に歩行者が歩いて楽しめる、にぎわいやコミュニティを生む都市空間を創出するまちづくりを進めるなど、選ばれる・魅力あるまちづくりを推進することにより、生産年齢人口層の市民の増加を図ることが、市の財政力と人財力の維持・向上のためにも重要です。



出典: 住民基本台帳からみた三鷹市の人口 ※平成 27 年は外国人住民を含む

6 低炭素都市、持続可能なサステナブル都市(注 1)への転換

平成9年に開催された地球温暖化防止京都会議において、日本の温室効果ガス排出量を平成20年から平成24年までに平成2年レベルから6%削減するという目標を達成しましたが、排出量は、火力発電における化石燃料消費量の増加等により現在も増え続けています。

将来世代に地球温暖化などの影響を及ぼさないためにも、低炭素社会、資源循環型社会への転換が必要です。東日本大震災と原子力発電所の事故による計画停電や節電などの経験から、人々の省エネルギーへの意識が高まっている機会をとらえて、事業者だけでなく個人のライフスタイルの転換も含めた取り組みを進めていく必要があります。

省エネルギーへの取り組みと再生可能エネルギーの利用拡大、環境負荷の少ない公共交通機関の整備や快適な歩行・自転車走行空間の整備など、次代の環境都市へとつながる新たな環境施策の展開が求められています。

さらに、国内外の都市の政策も参考にして、後世に環境や財政悪化等の「負の遺産」を残さず、活力ある地域であり続けるための三鷹独自のサステナブル政策の推進も求められています。サステナブル都市の要素として三鷹市が掲げた「環境保全」「緑・農地の保全」「経済発展」「社会・文化」「交通・エネルギー」の5つについて個別ではなく、すべてを「統合的」に包含した都市政策と取り組みが引き続き必要とされています。

(注 1)サステナブル都市：持続可能な都市のこと。特に先駆けて取り組みが行われた国内外の都市では、「環境問題」「経済の活性化」「社会問題の解決」など3つの要素について、個別ではなく「統合的」に包含して、都市の持続可能性を重視しています。

7 協働領域の拡大と民学産公による協働のまちづくり

第3次基本計画の策定以降、市民協働センターを開設し、自治基本条例を制定するとともに、無作為抽出の公募委員方式による市民会議・審議会の運営やパブリックコメント制度、パートナーシップ方式など各種の自治・分権の制度や仕組みの具体化を進めてきました。その結果、市民会議・審議会の活性化や計画等の推進体制の強化が進むなど、「参加と協働の日常化」が推進され、市政を着実に前進させつつあります。今後もこの多元的、多層的な市民参加の手法を重視した取り組みを推進する必要があります。

協働領域が拡大するなか、住民協議会や町会・自治会等の地域自治組織の活動支援やコミュニティ・スクールの充実・発展など、今後もコミュニティの視点を基礎に置きながら、市域全体としての視点からも地域の人財、情報、歴史、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用することが必要です。

また、まちの活力を高めるため、まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構、みたか都市観光協会、みたか市民協働ネットワーク、花と緑のまち三鷹創造協会をはじめとする多様な団体との民学産公が連携した参加と協働のまちづくりをさらに強化することや、福祉、環境、まちづくりなどの課題に応じた市民団体・NPOとの連携も重要になっています。

第2部 計画の基礎

第1 計画の基調

この計画は、基本構想の基本理念である「平和の希求」「人権の尊重」及び「自治の実現」を基調として、三鷹から世界に広がる地球的視点に立って、環境に配慮した循環型社会の実現をめざして、様々な人びとと共に生きる協働のまちづくりを推進するための総合計画として策定します。この3つの理念は、将来にわたって世界の人びとと共有すべき普遍的な理念であるとともに、三鷹市が市民生活の充実に向けて取り組むすべての施策の前提となるものです。

第2 基本目標

この計画の基本目標を「人間のあすへのまち」と定めます。この基本目標は、基本構想の掲げる目標と同一であり、「平和の希求」「人権の尊重」「自治の実現」を基調とするものです。「人間のあすへのまち」は、「高環境・高福祉のまちづくり」によって実現されます。

高環境：緑と水の公園都市の創造

安全性や利便性、快適性などの視点から、都市全体をうるおいを持った緑と水の公園都市として創造することによって、高環境のまちをめざします。

高福祉：いきいきとした豊かな地域社会の形成

すべての人びとが健康で安心して生活できる、文化の薫り高い、いきいきとした豊かな地域社会を形成することによって、高福祉のまちをめざします。

第3 「高環境・高福祉のまちづくり」の構成

「高環境・高福祉のまちづくり」は、8つの「まちをつくる」によって構成されます。「まちをつくる」の名称と基本的な考え方は以下のとおりであり、それぞれの施策内容は本計画の各論として記述されています。

1 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

すべての人の基本的な人権を保障し、人種、国籍、性、信条、障がいの有無、社会的身分などによるあらゆる差別の解消を基本原則として、平和を希求し、世界に開かれた平和・人権のまちをつくります。

2 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

市民生活の充実や地域の発展に向けて、魅力ある地域産業の育成、都市基盤及び情報通信基盤の整備、情報ネットワークの形成を図ることによって、情報・活力のまちをつくります。

3 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

災害に強い都市基盤の整備を図ることを基本に、バリアフリーのまちづくりを推進し、都市の利便性と緑や水などの自然環境が調和した、うるおいのある快適空間のまちをつくります。

4 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

地球環境の保全の視点に立って、持続的な発展が可能な循環型社会の実現に向けて、人と自然が共生できる良好な環境のまちをつくります。

5 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

すべての市民が健康で安心できる豊かな生活をおくることができるよう、利用者の視点に立ったサービス提供システムを市民、NPO、事業者等と行政の協働によって確立します。バリアフリー化とサービスの質を保障する仕組みの構築を進め、コミュニティ住区等に基礎を置いた健康・福祉のまちをつくりま

6 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

すべての子どもが人権を尊重され、家庭、学校や保育園等、地域の連携の中でいきいきと毎日をおくることができるようにします。また、学校が健やかな心と体をはぐくむ豊かな学びの場となるよう施策を充実し、社会性と創造力を備え、個性にあふれた子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくりま

7 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

幼児から高齢者まで、市民誰もが、いつでもどこでも学び、活動することができるよう、場と仕組みの整備と充実を図り、生涯にわたって豊かな人生がおくれる生涯学習・文化のまちをつくりま

8 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

協働とコミュニティの展開を基礎においた自治の基本的な制度等を整備するとともに、市民の自立した活動を支援する施策の拡充を図り、市民、NPO、事業者等と行政が協働する市民自治のまちをつくりま

第4 自治体経営の基本的な考え方

1 創造的な自治体経営の構築

協働とコミュニティの展開を基礎においた自治の推進に関する基本的な制度等を整備し、効率的で開かれた自治体経営を基礎として分権時代にふさわしい「21世紀型自治体」の経営のあり方を「創造的な自治体経営」とします。一方、平成20年以降の世界的な金融・経済危機の影響による長引く景気の低迷等の影響により、市の財政状況は厳しい状況が続いています。「低成長時代」における緊縮財政を想定した自治体経営を進めるために、自治体経営の基本的な考え方を「持続可能な自治体経営」とします。地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的展開を図り、変化に柔軟かつ機動的に対応できる推進体制を整備します。また、トップマネジメントと執行体制の確立、議会の権能の発揮と協力、市民、NPO、事業者等との協働を基本としながら、重点課題の設定や行政評価の実施により、効率的な行政を推進します。

(1) 行政の役割転換

○行政サービスを安定的に提供するだけでなく、その使命として、常に市民満足度を向上するという観点から、総合的な行政評価制度の充実や積極的な民間活力の活用を図ります。

○目標管理、コスト意識の徹底、組織内部における競争意識の醸成など競争原理に基づく企業的な発想を大胆に導入した事業実施や組織運営を行います。

○市場原理の導入に伴うリスクを回避し、安定した市民生活を保障するため、民間事業者によるサービスのチェックや情報収集、総合的な調整などの仕組みをつくりま

○市としての主体性と責任を持ち、行政の主な役割を、これまでの直接的なサービス提供中心のあり方から総合的なコーディネート機能を重視したあり方に転換していきます。

(2) 協働のまちづくりの推進

○計画の策定やその推進にあたっては、コミュニティ住区の視点を基礎に置くとともに、全市域的な視点からも、人財、情報、歴史、文化、自然環境、民間活力など地域におけるあらゆる資源を自治体経営における資源としてとらえ、有効活用を図ります。

○事業の計画段階、実施段階における多元的・多層的な市民参加を推進し、市民・NPO・事業者等との連携や支援を積極的に行う「パートナーシップ型行政」を展開します。

○市民と行政の接点である窓口サービスを改善するとともに、市民満足度を的確に把握し、その向上に向けた広聴・相談システムの充実を図ります。

○NPO等市民活動を支援するための財政的支援策、市民協働センターの活用策について検討するとともに、民間企業・大学・研究機関等との積極的な連携を図るなど「民学産公」の協働のまちづくりを推進します。

(3) 成果重視の行政経営システムの確立

○目標指標や目標管理による達成目標の明確化、第4次基本計画に掲げた事業を推進するための課の新設と組織の簡素化による体制の整備、事務事業等の見直しなど徹底した行財政改革を推進します。

○健全な財政運営を維持するため、都市税財政の充実に向けた国等への積極的な要請、社会的公平性の維持と財政の健全化を進める受益と負担の適正化、都市型産業誘致条例に基づく誘致・育成や税収の向上など財源の拡充を図ります。

○前例のない新規事業については、先導的モデル事業や実証実験型事業として実施し、その成果の市民参加による検証を行うことなどにより積極的に挑戦します。

(4) 柔軟で機動的な推進体制の整備

○新規のプロジェクトや課題に対応した横割り組織の再編成、情報システムの構築、外郭団体の活用、平常時からの危機管理体制の確立などにより、柔軟で機動的な推進体制を整備します。

○人財育成システムの継続的な見直しと適正な運用を図るとともに、職員提案制度への積極的な参加や、三鷹まちづくり総合研究所、プロジェクト・チーム等の活用などにより、組織目標の実現に向け、その担い手となる職員の人財育成を推進します。

○国、都、他の公的機関、事業者等との連携に努めるとともに、人事交流を含めた近隣自治体や姉妹都市、外郭団体等との広域的な連携など課題に応じた都市間ネットワークを形成します。

(5) 透明で公正な行政の確立

○行政の説明責任に基づき、ホームページ等の活用の拡充・強化などにより、市民にとってわかりやすい情報を提供するとともに、各種審議会等の情報の積極的かつ迅速な公開を推進します。

○情報通信技術(ICT)の活用により、各種の申請・届け出、証明書交付やワンストップサービス等の行政手続きの電子化を促進し、「電子行政」の実現を図ります。

○男女平等、環境保全、バリアフリーなどの課題について行政が自ら先導役として率先して取り組み、社会全体への波及に努めます。

○基本計画の達成状況、行財政改革の達成状況、財政状況、事業評価などで構成する自治体経営白書を作成し、公表します。

2 新・行財政改革アクションプラン 2022(仮称)の推進

(1) 行財政改革のこれまでの取り組み

三鷹市では平成元年に「三鷹市行財政改革の方策」を策定し、構造改革、事務事業の見直しやOA化の推進などによって、事務事業の効率化を進めるとともに、1990年代のバブル経済の終焉を受け、重点事業の優先化や既存の事務事業の統廃合などの見直しに取り組んできました。また、平成12年には『21世紀型自治体＝効率的で開かれた自治体』をめざして、「行財政改革システム大綱」と「行財政改革システム実施方策」を策定し、組織や職員定数の見直し、人事考課制度の導入、総合行政評価システムの確立などに取り組みました。

その後、地方分権の進展や社会の複雑化などを反映し、多岐にわたる分野で市の行政サービスに対するニーズが高まる中、基本構想や基本計画を始めとした計画を実現し、新たな課題にスピーディーに対応するため、平成17年3月に「行財政改革アクションプラン2010」を策定しました。この計画は、事務事業や職員数の削減などといった従来型の量的な削減にとどまらず、基礎自治

体のあり方を見直し、市民とNPOとの協働を推進するなど、質的な変革を進めることとしたもので、最終目標年次である平成 22 年度末には、計画に掲げた課題の 96.4%を達成しました。

さらに平成 24 年3月には、リーマンショックに端を発した長引く景気の低迷や、東日本大震災の影響など、厳しく不安定な社会経済状況を背景に、「三鷹市行財政改革アクションプラン 2022」(計画期間:平成 23~34 年度)を策定しました。この計画も、これまでの行財政改革の取り組みを踏まえ、従来型の数量的な行政のスリム化の取り組みを一層強化するとともに、基礎自治体のあり方を見直し、質的な変革を求めるという考え方に立って策定したものです。また、「持続可能な自治体経営の創造」を実現するため、①行政のスリム化と財政の健全性の維持、②将来の人口構成を見据えた行政サービスのあり方の検討、③自助・共助としての「市民力」と公助としての「職員力」の向上による協働の深化、の3点を基本的方向性として掲げ、積極的に行財政改革を推進してきました。

(2) 「新・行財政改革アクションプラン 2022(仮称)」の基本的方向

市民ニーズのさらなる多様化・複雑化とともに、マイナンバー制度や子ども子育て・支援新制度をはじめとする国の制度改正への対応や、社会保障関連経費の増加など、今後の財政運営に大きな影響を及ぼす課題が顕在化しています。また、世界的な経済情勢も不安定であり、今後の市政運営への影響について、慎重に見極めながら自治体経営に取り組んでいかなければなりません。

さらに、数量的な行政のスリム化のみならず行政サービスの質の向上を図るという三鷹市の行財政改革の基本的な考え方を発展させ、行政サービスの質の向上と市民満足度の向上を中核に据えた行財政改革の推進が求められます。加えて今後は、①新たなニーズ等へのスピード感のある対応、②効率性や有効性の一層の改善、③最少の経費で最大の効果をあげるための創意工夫、④非常事態からの回復力の向上など、持続可能な自治体経営にとって必要な活動を積極的に推進していく必要があります。

また、平成 29 年4月にオープン予定の「新川防災公園・多機能複合施設(仮称)」は、これからの三鷹のまちづくりの中核を担う「元気創造拠点」であり、高品質で魅力ある事業を積極的かつ効率的に展開していく必要があります。さらに、「コミュニティ創生によるまちづくりの推進」と「持続可能なサステナブル都市の実現」に向けても、行財政改革の視点から取り組むべき課題が多々あります。

そのため、「三鷹市行財政改革アクションプラン 2022」の第1次改定に当たっては、計画体系そのものを大幅に見直し、各体系を「三鷹市基本構想」における「自治体経営の基本的な考え方」と関連づけて示すこととしました。また、「新川防災公園・多機能複合施設(仮称)」における質の高い効率的な事業展開」を最重点課題としました。さらに、「コミュニティ創生によるまちづくりの推進」と「持続可能なサステナブル都市の実現」を重点課題とすることとしています。

そして、このような大幅な見直しを行うことから、今般の改定を「新・三鷹市行財政改革アクションプラン 2022(仮称)」の策定とし、さらに積極的に行財政改革に取り組んでいくこととしています。

(3) 新たな体系と取り組みの方向性

三鷹市基本構造における「自治体経営の基本的な考え方」と関連づけ、行財政改革推進の柱として、13 の体系を設定します。

① 創造的な自治体経営の推進

新たなニーズに対応する施策を選択と集中を図りながら積極果敢に推進するとともに、国や東京都の制度改正等に着実に対応し、市民サービスの安定確保に努めます。また、モデル的な事業への取り組みや、時代の変化に応じた既存事業の手法の転換など、創意工夫のある取り組みを推進します。

② 公共サービスの適正化の推進

適正なセーフティーネットの確保を図りながら、行政サービスの公平性・公正性の維持に努

めます。また、使用料・手数料等の見直しと検証によって受益と負担の適正化を進めるなど、納税者である市民から共感を得られるよう、サービス規模と仕組みの最適化を図ります。

③ 多様な主体による協働の深化

コミュニティ創生の要として、共にまちづくりを進める市民との協働基盤を強化します。また、市内外の教育・研究機関、事業者等の連携によって、専門性を生かした事業展開を図るとともに、まちづくりを担う人財を発掘・育成するなど、地域活性化に向け協働の深化を図ります。

④ 外郭団体等との連携の推進

外郭団体等のそれぞれの専門性を生かし、市の施策に対する提言をはじめとする協働の取り組みのさらなる推進を図ります。また、外郭団体等のより効率的・効果的な運営に向け、経営体制や人財の育成などの支援に積極的に取り組みます。

⑤ 財政基盤の強化

市税等の収納率の向上や国・東京都の補助金の積極的な活用など、引き続き歳入の確保を図るとともに、適正規模の基金残高の維持と効果的な活用に努めます。また、事務事業の見直しや廃止など、行政サービスのスリム化に向けた取り組みも、継続して推進します。

⑥ ファシリティ・マネジメントの推進

都市再生の取り組みとして進めている公共施設の集約化と、集約後の施設の効率的・効果的で質の高い管理・運営を、全市的な取り組みとして推進します。また、旧施設・用地や低未利用地の有効活用及び処分について、将来を見据えながら検討し、適宜・適切に実施していくほか、引き続き公共施設総点検による維持管理業務の最適化を図ります。

⑦ サービスの質と効率性の向上

最少の経費で最大の効果をあげるよう、事業の効率性や有効性の一層の改善に向けた創意工夫に取り組みます。また、その一環として、サービスの質の向上を図りながら経費を抑制するよう、事務事業の委託化を推進します。

⑧ 効率性・迅速性・柔軟性をもつ組織体制の確立

時代の変化にスピード感をもって対応できるよう、また、東京都からの事務権限移譲等に適切に対応できるよう、推進体制を整備するとともに、重要課題や新たな政策課題については、組織横断的な取り組みを進め、市民ニーズに的確に対応していきます。

⑨ 職員力の向上

納得性の高い人事制度を構築・運用するとともに、職員の専門性の向上に向けた研修制度の構築など、引き続き人財の育成に取り組みます。合わせて、業務の効率化によるワーク・ライフ・バランスの実現など、職場環境の改善を進めます。

⑩ 危機管理力の向上

自然災害から感染症等に至るまで、様々な事態に対し迅速かつ的確に対応するよう、職員の危機管理力の向上を図ります。また、適切な情報伝達・共有の仕組みを確立するとともに、非常事態から平常業務への早期回復に向けた推進体制を確立します。

⑪ 国・東京都・他区市町村との連携の推進

特区制度の活用などにより幅広い市民ニーズに柔軟に対応していくとともに、地方交付税不交付団体の立場から、国等に対して積極的に問題提起を行う。また、近隣自治体との広域連携を推進することで、効率的・効果的で質の高いサービスの提供に努める。

⑫ 透明で開かれた市政運営の実現

協働の取り組みの基盤でもある情報提供の充実に努めるとともに、予算編成をはじめとする財務・契約事務のさらなる適正化を推進します。また、予算編成との連携の強化など、行政評価制度の実効性の向上を図ります。

⑬ 情報環境の最適化

情報システムの効果的な活用・運用によって行政事務の効率化を進めるとともに、市民サービスの向上を図ります。また、システム環境の最適化と職員の意識の向上による情報セキュリティの一層の強化に取り組みます。

第5 財政フレーム及び財政の見通し【調整中】

※28 年度予算(案)により計数等は変動する見込みです。

計画中期(平成 27 年度から平成 30 年度まで)については、計画に掲げた各事業の実現性を確保するため、「財政フレーム」として、年次ごとに対応する歳入と歳出を推計しています。また、後期(平成 31 年度から平成 34 年度まで)については、経済状況の変化に柔軟に対応し、財政状況を踏まえ適宜見直しを行う「財政見通し」として位置付けました。この「財政見通し」は、計画期間内の普通建設事業等を基礎としつつ、計画期間内における事業費の総枠を推計しており、基本計画の後期の改定時には、対象期間の計画事業を前提とした「財政フレーム」として改めて設定します。

なお、「財政フレーム」及び「財政見通し」は、現時点での将来推計に基づき算定したものであり、今後の経済変動等により再調整します。

【図表 I—7】第4次基本計画(第1次改定)における財政フレーム及び財政見通し

〔普通会計ベース〕

※平成 28 年度予算にあわせて、中期の年次割を明らかにしていきます。

		財政フレーム		財政見通し	
		中期（平成27～30年度）		後期（平成31～34年度）	
		計	構成比	計	構成比
歳入	市 税	1,470億円	52.2%	1,488億円	52.2%
	国・都支出金	740億円	26.3%	827億円	29.0%
	市 債	117億円	4.2%	80億円	2.8%
	その他の収入	487億円	17.3%	455億円	16.0%
	合 計	2,814億円	100.0%	2,850億円	100.0%
歳出	義務的経費	1,399億円	49.7%	1,371億円	48.1%
	人件費	414億円	14.7%	401億円	14.1%
	扶助費	769億円	27.3%	821億円	28.8%
	公債費	215億円	7.7%	150億円	5.3%
	投資的経費	344億円	12.2%	340億円	11.9%
	その他の経費	1,071億円	38.1%	1,141億円	40.0%
	合 計	2,814億円	100.0%	2,850億円	100.0%

1 財政フレーム等の内容と特徴

市の財政状況は、平成 20 年9月のリーマンショックに端を発した世界金融不況による経済状況を反映し、厳しい状況が続いていましたが、法人市民税が一部法人の業績回復を反映して増となるなど、市政運営の根幹となる市税がリーマンショックの影響を受ける前の水準を上回るまでに回復するなど、一時の危機的な財政状況は脱しつつあります。

その一方で、医療、介護、少子化対策や障がい福祉などの社会保障関連経費は増加傾向にあるほか、法人市民税法人税割の一部国税化や法人税率引下げの影響による市税の減収が懸念されます。また、社会経済情勢を先行きが不透明であり、依然として予断を許さない財政状況にあります。

こうした財政状況の中で、「都市再生」や「コミュニティ創生」などの各プロジェクトを実現していくために、施策の重点化を図るとともに財政基盤を強固なものとするために、引き続き行財政改革を

推進していくこととしており、そうした取組みを反映しつつ、「財政フレーム」と「財政見通し」を設定しました。

中期の「財政フレーム」においては、歳入の根幹を占める市税収入を1,470億円(歳入合計に占める割合: 52.2%)とし、歳出では、扶助費などの義務的経費を1,399億円(歳出合計に占める割合: 49.7%)と見込んでいます。建設事業費については、平成28年度に竣工を迎える新川防災公園・多機能複合施設(仮称)のほか、三鷹駅南口中東通り東地区再開発事業など、「都市の更新・再生プロジェクト」に取り組むため、投資的経費を344億円(歳出合計に占める割合: 12.2%)としています。

また、後期の「財政見通し」においては、計画期間内での総事業量は確保しており、平成31年度の改定時において、経済・財政状況を踏まえ、年度間の事業調整を行い、改めて財政フレームとして設定することとしています。なお、投資的経費の財源として市債を活用することとしており、今後の公債費は、一時的な増はあるものの、なお減少傾向で推移すると見込んでいます。後年度負担に留意した財政運営を進めるとともに、基金についても、三鷹駅南口中東通り東地区再開発事業や庁舎建替えなど、今後の財政需要を見据え、一定額の残高確保に努めていきます(平成27年度末現在残高: 約94億円)。

なお、平成29年度に消費税率が10%に引き上げになる前提で、歳入の地方消費税交付金や物件費の増などを見込んでいます。

2 フレーム積算の基礎

財政フレームの積算にあたっては、平成27年度予算額(6月補正後)等を基礎に、次の方法により推計しました。

ア 経済予測

経済財政諮問会議(平成27年7月22日)で示された「中長期の経済財政に関する試算」による経済成長率を前提に試算しています。

同試算における「ベースラインケース」では、経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移することとしており、この計画では、「ベースラインケース」を前提に、「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測報告書(平成27年3月)」なども参考として、中長期的な経済成長率を実質1%弱、名目1%半ばとしました。なお、消費者物価の上昇率は1%としました。

イ 市税等

長寿化の進行と生産年齢人口の減少が見込まれています。また、法人市民税の一部国税化や法人税率引下げなどの影響とともに、景気下振れも懸念されることから、個人市民税のみ経済予測で用いた経済成長率を勘案した伸びとし、その他市税、地方譲与税及び各種交付金については、平成28年度見込額同額としました。

ウ 人件費

今後の定年退職者の見込み等を勘案して算出しました。

エ 公債費

既借入の市債、計画期間内の市債の償還費を推計して算出しました。なお、計画期間内に繰上償還することとし、財源とあわせて償還費を見込んでいます。

オ 扶助費

生活保護費の実績や私立認可保育園の開設等を参考に算出しました。

カ 繰出金

国民健康保険事業や介護保険事業などの社会保障施策については、給付見込等を勘案して算出しました。

キ 投資的経費及びその他の経費

計画期間内の事業に基づき算出しました。これに伴い、中期においては年度別に事業調整を行うとともに、後期においては計画期間内での事業調整を行い、計画事業の推移に応じて国庫支出金及び都支出金等の特定財源を見込みました。